6 春 振 第 114 号 令和6年8月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高知市長 桑名 龍吾

市町村名		高知市					
(市町村コード)	(392014)						
地域名	春野町芳原地域						
(地域内農業集落名)	( 芳原集落 )						
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6 年 7 月 3 日					
		(第1回)					

注1:「地域名」欄には,協議の場が設けられた区域を記載し,農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には,取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中央部を幹線道路が通り、市街地へのアクセスが良く、また春野総合運動公園が立地していることから市内外を問わず多くの人が訪れる地区である。優良農地を生かし、キクを中心とした花きをはじめ水稲・施設園芸での栽培が盛んである。しかしながら、農業者の高齢化、農業用施設老朽化による農業用水の確保に課題があり、後継者不足の大きな要因となっている。また、資材の高騰や自然災害等によって収益の減少がみられるほか、イノシシ等の鳥獣被害が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稲栽培及び施設園芸を中心とした農業を行うとともに、収益のあがる作物の検討を行い、高収益作物栽培を増加させる。また、スマート農業の推進によって、省力化・高度化を図り農家負担の軽減及び規模拡大を目指す。 老朽化した農業用施設(ポンプ等)、農道、水路を改修し、後継者が利用しやすい環境を残す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積					
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積		ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha		

(0	/ 曲 举	$+ \omega$	£II⊞-	が行わる	1ス単	田州华	MIZ.	はの去る	七(箝囲)十	別添地図の	トセルン
~	) 辰 未	エい	$\mathbf{A} \mathbf{H} \mathbf{H} \mathbf{I}$	いれてようよ	この屋	计时间中	ひハス.	以以有为	こ 力 (車川井川人)	一川 3公川川メルクル	とわりた

注:区域内の農用地等面積は,	農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農	業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
(	)農用地の集積, 集約化の方針
Г	基盤整備により,地区内に点在する農地を集積,集約化する。また,農道や水路を整備し,安定的な農業用水の確保
2	び水害から農地を守る取り組みを進める。
(	2)農地中間管理機構の活用方針
_	目標地図の実現に向け、農地を貸したい人・借りたい人のマッチングを実施するため、農地中間管理機構を活用し、
3	係機関と連携し集積・集約に取り組む。
_	
(	3)基盤整備事業への取組方針 
_	圃場整備・農業用水施設整備・農道整備については,一部未整備である。今後は,地域の二一ズを汲み取りながら 対策や用水確保を中心に検討を実施する。
١.	対象や用水碓床を中心に検討を実施する。
7	1)多様な経営体の確保・育成の取組方針
_	+/ 夕秋な柱呂体の確保・自成の取組カッ 後継者の育成や新規就農者の確保に取り組むとともに,農家の規模拡大や経営改善等を支援し,認定農業者等へ
6	後越省の自成や利焼机展省の唯体に取り組むとともに、展家の焼候拡大や経営は普等を又振し、能定展集省等へ 移行を図る。また、集落営農や農作業を受託する組織(会社や団体)の誘致や設立の取組を検討する。
ľ	1911と四切。5/2,未存占层で展け来と文化する植物(会性で国体)の動以で成立の状態と決削する。
L	
	5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ĺ	
Į	下任意記載事項(地域の実情に応じて,必要な事項を選択し,取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策   ☑   ②有機・減農薬・減肥料   ☑   ③スマート農業   □   ④輸出   □   ⑤果樹等
П	□⑥燃料・資源作物等 □□⑦保全・管理等 □□⑧農業用施設 □□⑨耕畜連携 □□⑩その他
[	選択した上記の取組方針】
(	イノシシ等の被害が拡大しないように防止柵の設置を行うとともに,専門家に依頼して捕獲を実施する。
	有機・減農薬栽培の推進を図る。
	農作業の効率化を図るスマート農業の導入やデータ駆動型農業の取り組みを進める。
	)農道や水路、排水路等の保全・管理を引き続き地域で実施していく。
	)既設の農業用施設(揚水ポンプ, 貯水タンク, 用水管等)を改修し, 安定的な農業用水の確保を図る。
l(i	福祉関係法人を中心として,農福連携の推進を図る。
L	